

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「ポータビリティ②離転職に伴うポータビリティ（他制度間）」です。

第 13 講 「ポータビリティ②離転職に伴うポータビリティ（他制度間）」 （確定拠出年金法第 54 条の 2 2018 年度版条文集 P124 ほか）

第 12 講でみたように、資産の移換に関する規定は離転職に伴うものと制度移行に関するものに分けられますが、確定拠出年金と他の制度との間における離転職に伴う資産の移換に関する規定としては、第 54 条の 2 及び第 74 条の 2（脱退一時金相当額等の移換）、第 54 条の 4 及び第 74 条の 4（確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換）などがあります。第 54 条の 2 及び第 74 条の 2 は他制度から確定拠出年金への移換に関する規定で、第 54 条の 4 及び第 74 条の 4 は確定拠出年金から他制度への移換に関する規定です。このように、ばらばらに定められている印象が否めないのは、確定拠出年金法では、企業型年金（第 2 章）と個人型年金（第 3 章）がそれぞれ別の章に定められていることによるものです。なお、第 12 講でみた確定拠出年金間の移換は、第 2 章でも第 3 章でもなく、第 4 章（個人別管理資産の移換）に定められています。

まず、第 54 条の 2 をみてみましょう。第 54 条の 2 は他制度から企業型年金への移換に関する規定です。

第 1 項では、離転職に伴い企業型年金に移換できる資産として、確定給付企業年金の脱退一時金相当額、企業年金連合会が実施する通算企業年金の積立金が定められています。また、この他に、規定の読替えにより厚生年金基金の脱退一時金相当額も企業型年金に移換することができます。

第 2 項では、移換された資産が確定拠出年金の通算加入者等期間に算入されることが定められています。算入される期間は、確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものであり、政令で定めるものとは、確定拠出年金法施行令第 24 条により移換された資産の算定の基礎となった期間であることが定められています。

この企業型年金への移換に関する規定に対して、第 74 条の 2 では個人型年金への移換について同様の定めが設けられています。条文上の違いとしては、企業型年金では資産の移換を受けるのが資産管理機関であるのに対し、個人型年金では国民年金基金連合会が資産の移換を受けます。

なお、第 54 条の 3、第 74 条の 3 は、指定運用方法に関する規定です。脱退一時金相当額等の移換先で指定運用方法が選定・提示されている場合は、脱退一時金相当額についても、第 25 条の 2 の定めに基づいて指定運用方法による運用が行われることが定められています。

また、他制度から確定拠出年金への移換については、移換を受ける確定拠出年金だけでなく、移換を行う制度でもその旨の定めが設けられています。

例えば、確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換については、確定給付企業年金法第 82 条の 3 により、確定給付企業年金の中途脱退者は、企業型年金又は個人型年金の加入者となった場合に、確定給付企業年金の実施事業主等に、脱退一時金相当額を企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換することを申

し出ることができることが定められています。移換の申出期間は、確定給付企業年金法施行令第 54 条の 6 により第 50 条の 2 を準用して、原則として、確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から原則として 1 年以内であることが定められています（これらの確定給付企業年金法、同施行令の条文は、条文集の巻末資料③（脱退一時金相当額等の移換 P 259～）に掲載されています）。

次に、第 54 条の 4 をみてみましょう。第 54 条の 4 は、企業型年金から確定給付企業年金への移換に関する規定です。

第 1 項では、企業型年金の個人別管理資産を移換できる制度として確定給付企業年金が定められています。他の制度から資産を受け入れる場合は企業年金連合会が実施する通算企業年金や厚生年金基金の資産も対象となりますが、他の制度に移換する場合は確定給付企業年金のみが移換先として認められます。また、いかなる場合も確定給付企業年金に移換できるわけではなく、当該確定給付企業年金の規約においてあらかじめ移換元の企業型年金の資産管理機関から個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められていることが要件となります。この場合、企業型年金の加入者であった者は、企業型年金の資産管理機関に個人別管理資産の移換の申出をすることができます。

第 2 項は、移換の申出があった場合、企業型年金の資産管理機関は確定給付企業年金の資産管理運営機関等に個人別管理資産を移換することが定められています。

この企業型年金から確定給付企業年金への移換に関する規定に対して、第 74 条の 4 では、個人型年金から確定給付企業年金への移換について同様の定めが設けられています。条文上の違いとしては、企業型年金における資産管理機関が、個人型年金では国民年金基金連合会に置き換えられています。また、企業型年金から移換する場合は、移換の申出ができるのが「企業型年金加入者であった者」なのに対して、個人型年金から移換する場合は、「個人型年金に個人別管理資産がある者」、つまり現に個人型年金の加入者である場合にも移換の申出ができることとなっています。この点、確定拠出年金法施行令第 38 条の 3 では、個人型年金加入者が移換の申出をした場合は、原則として、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日に個人型年金の加入者の資格を喪失するものとし、但し書きにより、個人型年金加入者が引き続き個人型年金加入者であることを申し出たときは、加入者の資格を喪失しないこととする取り扱いになっています。

確定拠出年金から確定給付企業年金への移換についても、確定拠出年金法だけでなく確定給付企業年金法にもその旨の定めが設けられています。確定給付企業年金法では、第 82 条の 5 により他制度から確定給付企業年金への移換に関する規定として定められ、確定拠出年金の企業型年金及び個人型年金の個人別管理資産のほかに、中小企業退職金共済の解約手当金相当額の移換を受けることができると定められています。この場合、確定給付企業年金に資産が移換されると、移換された資産を原資として確定給付企業年金の規約に基づいて老齢給付金等の支給が行われることとなります。また、確定給付企業年金法施行令第 54 条の 9 により、移換された資産のうち、移換額の算定の基礎となった期間の全部又は一部が、確定給付企業年金における加入者機期間に算入されます（条文集巻末資料③（脱退一時金相当額の移換 P 261～））。

なお、確定拠出年金から確定給付企業年金への移換については、申出期間は定められていません。ただし、企業型年金から移換するためには、自動移換（第 14 講参照）が行われる前、すなわち、企業型年金加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から 6 か月以内に申出をする必要があります。

今回は、「ポータビリティ③離転職に伴うポータビリティ（自動移換）」です。